

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

平成30年6月18日午前7時58分に大阪府北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む4人が亡くなり、400人以上が負傷した。特に、学校関係では、214人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1,200校を超える学校で校舎等の天井や窓ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害が生じた。

中でも、学校施設のブロック塀が倒壊し、下敷きになった児童が亡くなったことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。本市においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路のブロック塀等は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こることのないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に全国の自治体へ学校施設におけるブロック塀等の緊急点検を要請し、本市においては、建築基準法の基準に適合しないものが、14カ所見つかри、早急に改修や撤去等の対応策を講じているところではあるが、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

よって、国主導のもと、引き続き通学路のブロック塀等の緊急点検と安全対策を行うことが重要であり、国においては、下記の事項について積極的な対応を強く要望する。

記

- 1 全国の通学路についても緊急点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者と連携し、かつ速やかに実施し、自治体に対する技術的、財政的支援を行うこと。その際、一般家庭のブロック塀等であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。
- 2 学校施設の安全対策に要する費用については、ブロック塀等の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。また、文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象下限額400万円について、複数校での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月16日

沼津市議会